

消食表第54号  
平成26年3月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

### 特定保健用食品の形状規制の撤廃について（再周知）

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品は、「保健機能食品制度の創設について」（平成13年3月27日付け医薬発第244号厚生労働省医薬局長通知）において、「従来、特定保健用食品として認められる食品形態は通常形態のみであったが、今後は錠剤、カプセル等形状の食品も認めるものであること。」とされています。

しかし、規制改革会議健康・医療ワーキング・グループの一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備に係る議論の中で、錠剤、カプセル等形状の食品は、特定保健用食品として許可の対象にならないよう扱われているのではないかとの指摘がありました。これを踏まえ、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、「現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品（サプリメントを含む。）を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部（局）に対して周知徹底を図る。」とされております。

ついては、特定保健用食品として認められる食品形態は、錠剤、カプセル等形状の食品も含まれることについて、貴管下事業者への指導に際し留意いただくとともに、関係者への周知方よろしく申し上げます。